

笠松運動公園管理運営業務の内容及び基準

令和8年7月

茨城県教育委員会

1. はじめに

本書は、笠松運動公園（以下「運動公園」という。）の管理運営業務を行うのに際し、茨城県が指定管理者に要求する管理業務の内容、範囲及び基準を示すものである。

なお、指定管理者は、本書に定めのない事項であっても業務遂行上必要と認められる事項については、実施することとする。

2. 運営管理業務

管理運営業務は、運動公園が持つ様々な機能を十分に発揮させ、利用者に運動公園を利用しやすいようなサービスを提供するものである。

（１）公園全般の運営管理

①【施設管理】

ア. 管理体制

- ・適正な職員の配置を行い、管理責任者を明確にするとともに、職員の資質、知識及び接遇等の育成・向上に努めること。

イ. 拾得物の処理

- ・拾得物は利用者に分かる場所に一定期間保管した後処分すること。

②【利用者サービスの向上】

ア. 利用対応・案内等

- ・利用者が円滑な活動ができるように、必要に応じて指導・助言等を行うこと。
- ・ホームページやパンフレット等で、利用者が必要とする情報を提供すること。特に、県が運営するホームページ等への情報提供等について協力すること。
- ・電話・窓口等での問い合わせへの対応、利用者の施設案内等適切な対応を行うこと。
- ・運動公園の管理運営に対する利用者からの相談・苦情等については、指定管理者において対応するものとし、県のスポーツ振興施策・方針に関する事項については、県からの指示・見解を確認し対応するものとする。
- ・利用者の利便性を高めるため、キャッシュレス決済（電子マネー、QRコード決済、クレジットカード等）を導入すること。
- ・利用に関する疑義等で特異なものについては、県に報告すること。
- ・職員に公の施設の管理代行業務に従事するものであることを自覚させ、利用者との対応については、十分注意を払うこと。

イ. 行為制限等に関する指導

- ・茨城県都市公園条例（昭和 32 年茨城県条例第 26 号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項各号に掲げる制限行為を許可なく行っている者又は第 5 条各号に掲げる禁止行為を行っている者には、中止するよう指導を行うこと。

ウ. 喫煙の禁止

- ・建物内は禁煙とすること。

エ. ホームレス等への措置

- ・ホームレス等が起居の場所として運動公園を使用している場合は、関係機関と協力して必要な措置をとること。

オ. 便益施設の設置（レストラン、売店、清涼飲料水自動販売機等）

- ・都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「公園法」という。）第 5 条の規定に基づく公園施設の設置・管理の許可を受けた区域の管理については指定管理業務に含まれる。
- ・指定管理者等（公園管理者以外の者を含む。）は、便益施設について、公園法に基づき、県から設置・管理の許可を得て、公園利用者に滞在時の利便性を高めるための食事等の提供や物品の販売を行うことができる。この場合、指定管理者等は所定の使用料を県に支払うものとする。

③【保安・リスク対応】

ア. 警備業務

- ・利用者の安全確保、財産の保全のため、毎日巡回警備等（開園時及び閉園時）を行うこと。
- ・スポーツの試合・大会及びスポーツ以外の興業等の開催時における来園者やバス・自家用車等の誘導・警備は、主催者が行うことを原則とする。

イ. 事故防止対策

- ・園内の日常点検においては、常に事故防止の観点に留意し、異常を発見した場合は直ちに修繕を行い、必要な場合は施設の使用禁止、立ち入り禁止等の措置をとること。
- ・夜間照明、防護柵等の安全施設については、適宜整備点検し、利用者の事故防止に努めること。
- ・危険な行為をしている利用者には注意・指導等を行い、利用者の安全に努めること。

ウ. 緊急対応体制の確立

- ・事故や災害時などには、迅速かつ的確に情報を関係機関に伝達するとともに、迅速に対応できる体制を確立すること。
- ・事故が発生した場合は、被害者の救済・保護などの応急措置を講じるほか、状況に応じて関係機関と連絡を取り適切に対処すること。
- ・重大な事故については、直ちに県に報告し、その指示に従うこと。
- ・非常時の避難誘導経路や緊急連絡体制を含めた安全管理マニュアルを作成し、県の承認を得ること。

エ. 賠償責任保険への加入

- ・利用者に係る賠償責任保険に次の金額を基準として加入すること。ただし、県及び指定管理者の瑕疵を対象とするものであること。

保険金額（公園施設）	身体	1名につき	1億円以上	、1事故につき	3億円以上
	（昇降機）身体	1名につき	2千万円以上	、1事故につき	1億円以上

④【安全対策等】

ア. 利用者指導・事故の防止等

- ・危険な行為による事故の防止や他の利用者への迷惑行為の防止のために、常に園内の利用状況を把握し、必要に応じて注意・指導等を行うこと。

イ. 防犯・防火対策

- ・施錠、解錠等の点検・確認及び鍵の適正な管理を行うこと。特に、退場時には火気の始末に留意すること。
- ・消防設備の配置状況等の把握及び日常点検を行うとともに消防署の査察等がある場合は、立会いの上、必要な是正措置について県と協議の上実施すること。

（２）有料公園施設（スポーツ施設）の運営管理及び利用の許可について

①【開園日等】

ア. 開園日、開園時間等

- ・運動公園の開園日、開園時間及び有料公園施設の供用日、供用時間は、茨城県都市公園管理規則（昭和45年茨城県規則第21号。以下「規則」という。）第12条及び第13条に定めるとおりとする。なお、施設の管理上必要がある場合は、県の許可を得て開園日・開園時間・供用日・供用時間を臨時に変更することができる。
- ・利用者の安全性を確保するために緊急に休園（有料公園施設の休館を含む。）する必要性が生じた場合は、県と協議すること。
- ・施設整備のため、県の都合により臨時に休園（有料公園施設の休館を含む。）することがあること。
- ・臨時に開園日等を変更する場合は、十分な期間を設けて利用者への広報を行うこと。

イ. 休園日、休館日の取扱い

- ・原則として競技等の実施日、準備等を問わず貸し出さないこと。

ただし、大会等の規模、日程、内容等により実施せざるを得ないものについては、県と協議の上、休園日、休館日を臨時に変更するものとし、その利用を認め通常の料金を徴収すること。

②【利用調整業務】

- ・大規模な競技会、イベント等について、利用年度の前年度にあらかじめ競技団体等主催者から利用計画書を徴し、利用調整会議を開催するなど年間利用調整を行うこと。
- ・次の利用調整区分により年間の利用調整を行うこと。
ただし、土日、祝日等に一般利用者が利用できる日を確保するよう努めるとともに、芝生の養生期間を確保するなど有料公園施設の維持管理を妨げないこと。

《利用調整区分》

	区分	対 象	調整方法	決定手順	備 考
1	調整	県主催の全県的事業等	下記調整会議の前に左記事業を優先する。	スケジュール調整会議の際に、前提条件として提示する。	
		国際的競技、全国的競技、関東ブロック競技、全県的競技等	次の優先順位により調整会議を開催する。 ① 国際的競技会 ② 全国的競技会 ③ 関東規模以上の競技会 ④ 公益財団法人茨城県スポーツ協会が主催する全県的競技会及び協会加盟団体が主催する全県的競技会	スケジュール調整会議を開催し、翌年度の利用日を決定する。	調整会議メンバーは、県、県教育委員会、公益財団法人茨城県スポーツ協会、同協会加盟団体及び指定管理者等
2	一般利用	地域、団体、学校、職場などが行うスポーツ大会。	平等な利用を確保する。	決定した後の空き施設の予約については随時受け付ける。 なお、「いばらき公共施設予約システム」対応施設は、1ヶ月前から受け付ける。	

* 令和9年度以降実施される行事で年間利用調整が済んでいるものは、指定管理者が引き継ぐものとする。

③【利用の許可等】

- ・条例第7条第3項の規定に基づき利用の許可（設備器具の貸出しを含む。）を行うものとする。
ただし、許可に当たっては、別に県が定める審査基準を遵守すること。
なお、許可の際には、同条第5項の規定に基づき管理上必要な条件を付することができる。
- ・有料公園施設の利用料金徴収事務を行うものとする。
- ・次に該当する場合は、利用の承認をしないこと。
 - a. 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - b. 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき（芝生の養生期間を含む。）。
 - c. 管理上支障があると認められるとき。
- ・利用者数などを把握するとともに利用状況実績報告書を作成し、定期的に県に報告すること。
- ・利用の許可に関する疑義で特異なものに関しては、県と協議すること。

④【予約の受付】

- ・有料公園施設の予約受付は、次の方法で行うこととし、それに対応できる体制・設備を整える

こと。

- a. 有料公園施設窓口での予約受付
- b. 電話による予約受付
- c. 「いばらき公共施設予約システム」による予約受付

*ただし、b、cについては仮予約であり、窓口での事前の申込みが必要である。

⑤【行為の許可】

- ・条例第3条第1項及び第3項の規定に基づく行為の許可については、公園法や審査基準に基づき適切に許可を行うこと。
- ・行為の許可に関する疑義で特異なものに関しては、県と協議すること。

⑥【利用料金】

ア. 利用料金の設定

- ・条例で定める額を上限としてあらかじめ県の承認を得た額を、利用料金として定めること。
- ・利用者サービスの向上、施設の有効活用等を図るため利用料金を変更しようとするときは、変更しようとする日の1月前までに、変更後の利用料金、変更すべき理由等県の指定する事項を記載した書面により申し出て、承認を受けること。

イ. 利用料金の減免

- ・条例第15条の10の規定に該当する利用があった場合は、別に県が定める減免取扱基準に基づき利用料金を適正に減額又は免除すること。
- ・スポーツの振興を目的として設立された茨城県の出資を受けた公益法人が、茨城県の補助金等の交付を受けて行う住民を対象とした次の事業のために有料公園施設を利用する場合は、規則第13条の6第5号の規定に準じて減免することができる。

事業区分	事業内容
スポーツ大会	・ 県民総合体育大会 ・ 国民スポーツ大会の県予選会 ・ 県スポーツ少年団スポーツ大会
選手強化事業	・ 国スポ選手強化事業の一環としての練習会 ・ ジュニア選手強化事業の一環としての練習会 ・ 選手強化事業に向けたスタッフ会議

ウ. 利用料金の返還

- ・ 既に納付された利用料金は、原則返還しないこと。ただし、利用者の責めに帰することができない理由によって利用できなくなった場合は、条例第15条の11の規定に基づき、その全部又は一部を返還すること。

(3) スポーツ施設別運営留意事項

基本として、スポーツ関係競技団体の利用については、早朝・夜間利用の便宜を図ること。

個別施設の運営については、別添「有料公園施設等運営・維持管理留意事項」のとおりとする。

(4) 経営管理業務

①人員配置

- ・ 運動公園の管理運営業務を円滑かつ適切に遂行することが可能な体制を整えること。
- ・ 円滑な大会の開催に必要な機器類の操作指導が行える体制を整えること。
- ・ 「運動公園管理事務所」を組織し、所長等管理責任者を配置し責任体制を明確にすること。
- ・ 施設の管理運営に必要な資格者・技術者を配置するとともに、技術の向上に努めること。
- ・ スポーツに関する専門的な知識を有する者を配置し、施設の機能を十分発揮できる体制を整えること。

②個人情報の保護

- ・ 指定管理業務の実施において知り得た個人情報については、漏洩、滅失及び毀損等の事故防止に

努めるとともに、適正な管理に関するマニュアル等を設け、職員に対し周知徹底を図ること。

③有料公園施設の利用制限

- ・夜間等に供用しておくことにより管理上重大な支障が生じる場合は、利用者の適正な利用に支障を生じない範囲において、県の承認を得て利用の制限を行うことができる。

④管理日誌等

- ・毎日の業務内容（点検、修繕、清掃、その他維持管理作業、窓口受付等）、特記事項などを記した日誌等を作成すること。

⑤県への協力体制

- ・県が実施する事業に積極的に協力すること。
- ・公園法及び条例に基づく占有・設置・管理の許可に係る申請書等を受け付けた場合は、速やかに県に対し提出すること。

⑥関係機関との連絡・調整

- ・県や関係機関と円滑な連絡・調整ができる体制と手法を確立すること。

⑦各種競技団体との協力体制

- ・各種スポーツ関係競技団体との連絡・調整及び大会等の実施にあたっては、茨城県スポーツ協会を運営協力者とし、連携を図ること。

3. 維持管理業務

維持管理業務は、指定管理者の管理運営方針に則り、施設等を適切な機能の発揮と快適で安全な利用ができる状態に維持・保全するものである。

なお、維持管理業務の基準は、別添「維持管理基準表」及び「施設管理基準表」に基づくものとする。

（１）公園全般

①保守管理業務

- ・運動公園の機能を維持し、サービス提供が円滑に行われる状態を常に保つこと。
- ・施設を安全かつ安心して利用できるよう予防保全に努め、保守点検に係る報告書を作成すること。
- ・施設の重大な破損・不具合を発見したときは、速やかに県に報告すること。
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項及び第4項の規定に基づき、100㎡を超える運動施設においては、損傷、腐食その他の劣化状況について点検（以下「定期点検」という。）を実施すること。なお、定期点検の実施時期及び実施方法等については、別途県が指示する内容に従うこと。

②施設修繕業務

- ・指定管理者及び施設利用者が責めを負わない施設の修繕の基準は、次のとおりとする。
なお、修繕期間中の有料公園施設等の閉鎖に伴う利用料金収入の減については、原則として県は補てんしない。
 - a. 応急的な修繕
 - ・施設が破損、損壊または老朽化などした場合で、安全又は管理運営上直ちに修繕を行う必要がある場合は、早急に修繕方法の検討及び見積書等を作成し修繕を行うこと。
 - ・修繕・改築の実施及び経費負担については、1件当たり見積額100万円未満の小規模な修繕・改築については指定管理者が行うものとし、原則として年間修繕費の額の範囲内で負担するものとする。また、100万円以上の大規模な修繕・改築については、県と協議の上決定するものとする。
 - ・指定管理者が行った修繕・改築については、箇所、修繕前の状態、内容、費用等が分かる図書を添付した報告書を作成し、県の指示があったときは提出すること。
 - ・指定管理者が行った修繕・改築に係る費用は年度末に精算するため、修繕・改築の手続き・支払いに関する書類等を整理・保管しておくこと。

- ・指定管理者が行った施設等の修繕業務については、四半期ごとに県に報告すること。

b. 計画的な修繕・改修

- ・施設が破損、損壊又は老朽化などした場合で、利用者の安全上及び管理運営上緊急に対応する必要がなく、次年度以降に対応可能なものについては、県が別に指示するときに、内容、方法、必要金額、優先順位等を整理し、必要な書類を整え県に報告すること。
- なお、費用負担については、aの基準に基づき別途県が指示する。

③設備及び備品保守管理・修繕業務

- ・施設運営に支障を来さないよう、設備及び備品の管理を行うとともに、不具合の生じた設備及び備品は、1件当たり見積額10万円未満の修繕については指定管理者が行うものとし、原則として年間修繕費の額の範囲内で負担するものとする。また、10万円以上の修繕については、県と協議の上決定するものとする。
- ・指定管理者が行った修繕に係る費用は年度末に精算するため、修繕の手続き・支払いに関する書類等を整理・保管しておくこと。
- ・車両等備品の維持管理経費及び任意保険加入経費は、指定管理料に含まれる。
- ・県は、本業務の実施にあたり、別に示す備品台帳に登載する県の所有に属する管理物品を無償で指定管理者に貸与する。
- ・指定管理者は、指定期間中、管理物品を常に良好な状態に保つものとする。
- ・管理物品が経年劣化等により本業務実施の用に供することができなくなった場合、県は、指定管理者との協議により、必要に応じて当該管理備品を購入又は調達するものとする。
- ・指定管理者は、故意又は過失により管理備品を毀損滅失したときは、県との協議により、必要に応じて県に対し、これを弁償又は自己の費用で当該管理備品と同等の機能及び価値を有するものを購入または調達しなければならない。
- ・県と指定管理者との協議の上必要と認める備品については、県が当該備品を購入または調達するものとする。なお、当該備品については前述の規定を準用する。
- ・前述の規定は、指定管理者が任意に自己の費用で備品を購入又は調達し、本業務実施のために供することを妨げない。なお、この際に購入した備品は指定管理者に帰属するものとし、指定管理者の責任及び費用において管理するものとする。
- ・指定管理者が指定管理料として定める額の範囲内で備品を購入又は調達した場合、その備品は、指定期間中に限り指定管理者に帰属するものとする。この場合、購入又は調達できる備品は、その耐用年数が指定管理期間以内のものとする。
- ・指定管理者が自己の費用で購入又は調達した耐用年数が指定期間を超える備品であって、県が本業務実施のために必要であると認めたものは、その減価償却費用を県が負担するものとする。
- ・備品の管理にあたっては、別に県が提示する備品台帳を保管するとともに、指定管理者の所有とする備品に係る台帳を作成・保管すること。
- ・備品の購入廃棄等の異動があった場合は、四半期ごとに県に報告し、台帳を更新すること。
- ・備品について年1回以上、定期的に台帳と現物の照合を実施し、適切に管理すること。
- ・備品とは、比較的長期間にわたって、その性質、形状等を変えずに使用に耐えるもので、購入単価が原則10万円以上の物品をいう。

④清掃業務

- ・日常的に運動公園内及び有料公園施設内の巡視・点検、清掃（ゴミ拾い）を行い、常に清潔な状態を保ち、消耗品は、常に補充された状態にすること。
- ・定期的又は必要に応じて清掃、害虫駆除を行い、施設・設備を良好な状態に保つこと。
- ・興業や大会の開催後のゴミ拾い等は、主催者が行うことを原則とする。

(2) 維持管理についての留意事項

①スポーツ施設

別添「有料公園施設等運営・維持管理留意事項」のとおりとする。

②その他の施設

ア. 植栽地

- ・「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書—公園緑地編（植栽工）」に基づき作業を行うこと。
- ・雑草・枯枝等が目立たない状態を保持すること。
- ・消毒等は、利用者が少ない日や時間帯に行うこと。

イ. 遊具

- ・職員等による日常の点検及び業者による定期的な点検等を行い、常に安全に使用できる状態に保つこと。
- ・点検に関しては、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（令和6年6月 国土交通省指針）、「遊具の安全に関する規準 J P F A－S P－S：2024」（令和6年4月 一般社団法人日本公園施設業協会策定）等に留意すること。

ウ. 駐車場

- ・競技大会・イベント等で駐車場・駐輪場の混雑が予想される場合は、大会等の主催者に対し、駐車場内及び車両出入口等の要所に車両を誘導する整理員を配置するなど、混雑の緩和、安全の確保について適切な対応を行うよう指導すること。
- ・身障者、高齢者及び車椅子使用者等の車両を優先的に駐車できるよう配慮すること。
- ・駐車場内の事故、車両の盗難、車上荒らし等の発生の未然防止に配慮すること。
- ・運動公園利用者の利用を原則とすること。
- ・駐車中の車両については、アイドリング・ストップについて注意喚起すること。

エ. 管理事務所

- ・常に清潔に保ち、運動公園利用者が立ち寄りやすい開放的な運営を行うこと。
- ・有料公園施設の供用日以外であっても、常に利用者の問い合わせ等に対応できる体制を整えること。

オ. トイレ

- ・常に清潔な状態に保ち、消耗品を補充すること。

カ. 園路照明

- ・夜間利用者の安全上及び防犯上必要な箇所は点灯すること。

キ. 茨城県体育協会会館

- ・体育協会会館は、一部茨城県スポーツ協会所有の施設であり、建物の維持・保全については、県及び茨城県スポーツ協会と連携を図ること。

4. 利用促進業務

緑化の推進や利用者の増加、利用者サービスの向上等に寄与する業務を行うものである。

（１）公園ボランティアの活用

- ・「茨城県公園サポーター制度」に関する次の事務を実施すること。
 - a. 公園サポーターの募集
 - b. 用具の貸与及び支給
 - c. 活動PR看板の作成及び設置
- ・ボランティアとの協働・連携に配慮するとともに、公園サポーターの活用を推進すること。

（２）広報業務等

①広報等

- ・運動公園及び有料公園施設の利用促進を図るため、積極的かつ効果的に次の広報活動・情報提供を行うこと。
 - a. 施設案内・事業概要等のパンフレットの作成、配布
 - b. ホームページの開設、更新
 - c. 情報誌等への掲載、開催事業等のチラシ等の作成、配布

②利用モニタリング

- ・利用者の実態調査・アンケート調査を定期的（年1回以上）に行い、利用者ニーズの把握に努め、その結果及び業務改善への反映状況について適宜県に報告すること。
- ・指定管理者が実施する上記調査以外に、県が別に示す内容の利用者満足度調査を年1回実施し、その結果について県に報告すること。

5. スポーツ振興業務

運動公園及び有料公園施設の特性を十分に発揮させ、県民の心身の健康増進を図るための各種事業を行うことにより、スポーツを「する」・「見る」・「支える」機会を提供するものとする。

（1）主催事業

- ・運動公園内におけるスポーツ振興業務は、次の「令和7年度主催事業一覧」を参考として、運動公園の設置目的に反しない範囲内において指定管理者の主催事業を展開することができる。ただし、主催事業を展開する場合には、年間を通したスポーツ振興業務の計画を策定し、県の承認を得るものとする。なお、業務完了後の実績についても県に報告すること。

（令和7年度主催事業一覧）

事業名	事業概要	期日等	参加者数	摘要
ニューいばらきいきスポーツday!	【催種目】	11月8日（土）		
	アイススケート		124名	
	ハンドボール		41名	
	ニュースポーツ体験（カンタン・ボッチャ、モルック、バグジー、ディスクゲッター、ラダーゲッター、アイランド・ディスクゴルフ、グラウンド・ゴルフ）		25名	
	スポーツクライミング		80名	
	アーチェリー		41名	
笠松スポーツフェスティバル	陸上競技記録会	5月18日（日）、 6月15日（日）、 7月20日（日）、 9月21日（日）、 10月19日（日）	2,142人	
	少年ソフトボール大会		512人	
	テニス大会		148人	
	スポーツクライミング		58人	
	ソフトバレーボール大会		65人	
	少年バドミントン大会		257人	
	少年卓球大会		26人	
	ママさんバレーボール大会		131人	
	アイススケート		134人	
	トレーニングルーム		115人	
	すっきりストレッチ		48人	
	はじめてのヨガ		56人	
	シンプルエアロ		65人	
	コンディショニングヨガ		55人	

笠松スポーツ 教室	キッズジャズダンス	第1期(5~7月) 第2期(9~11月) 第3期(12~3月)	63人	
	ピラティス		126人	
	リフレッシュヨガ		46人	
	骨盤ストレッチ		205人	
	水泳		1001人	
	アイススケート(第2・3期のみ)		628人	
	スポーツクライミング(第2期のみ)		40人	
	テニス(第2期のみ)		37人	
	アーチェリー(第1・2期のみ)		40人	
	かけっこ(第1・2期のみ)		180人	
	【特別教室】(第1期のみ) 親子テニス TENNIS PLAY&STAY ファミリープ ログラム		111人	
	【特別教室】(第2期のみ) 織田信成アイススケート教室 with プリンス アイスワールドチーム&神宮アイスメッセン ジャーズ		103人	
	【特別教室】(第2期のみ) ピククルボール体験教室		27人	
	【特別教室】(第2期のみ) 骨盤ストレッチ体験教室		21人	

①事業内容

- ・指定管理者は、園路・広場又は有料公園施設を活用して、イベント、興業等を自ら開催又は企画・誘致し、その収入は自らの収入とすることができる。ただし、有料公園施設以外の園路・広場等で行う場合は、条例に基づく行為の許可が必要となる。
- ・県民のスポーツに対するニーズの多様化に対応し、年齢、体力、目的に応じたスポーツ活動に気軽に参加し、楽しむことのできる機会を提供すること。
- ・運動公園の利用促進に寄与するものであること。
- ・有料公園施設の利用促進、利用者の自己啓発、環境に関する啓発等を考慮した事業を積極的に実施すること。

②事業体制

- ・年間を通して多様なスポーツ教室等事業が開催できるよう各種スポーツ関係競技団体との連携・協力を図るとともに、スポーツに関する専門知識を有する職員等を含めた体制を整えること。

(2) 県指定事業

「ニューいばらきいきスポーツday!」と冠した次の事業を実施するものとする。なお、種目については、毎年度、県と協議の上決定する。

(笠松運動公園)

項 目	内 容
事 業 名	ニューいばらきいきスポーツday!
目 的	生きがいのある生活と活力ある生涯スポーツ社会を形成するため、スポーツ活動の機会を提供することにより、マイスポーツの確保を支援し、継続的にスポーツを実践していく県民を育成する。
主 催	茨城県教育委員会・指定管理者
期 日	11月実施 ※指定日の実施が困難な場合は、県と協議し決定する。

会 場	笠松運動公園の各有料公園施設
参加対象者	一般県民
種 目	スポーツクライミング、アイススケート、アーチェリー、ハンドボール
内 容	・参加者の技能や経験の程度に応じたスポーツの実践 ・スポーツの練習方法、指導方法等の講習 ・スポーツを通じた参加者相互の交流 ・その他、種目の特性を活かしたスポーツの実践
募 集	・指定管理者が市町村教育委員会や体育・スポーツ協会等を介して開催を周知する。 ・指定管理者が参加者を募集し、取りまとめを行う。

6. その他の事業

運動公園及び有料公園施設において、運動公園の効用を最大限に発揮することを目的として、上記「スポーツ振興業務」以外の「その他の事業」を展開することができる。

(1) 主催事業

- ・運動公園内におけるその他の事業は、運動公園の設置目的に反しない範囲内において指定管理者の主催事業として展開することができる。ただし、主催事業を展開する場合には、年間を通じた事業の計画を策定し、県の承認を得るものとする。なお、事業完了後の実績についても県に報告すること。

①事業内容

- ・指定管理者は、園路・広場又は有料公園施設を活用して、イベント、興業等を自ら開催又は企画・誘致し、その収入は自らの収入とすることができる。
- ・内容が、運動公園の設置目的に反することなく、県民の休息、鑑賞、遊戯、レクリエーション等の用に供し、情操の純化、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。
- ・運動公園の利用促進に寄与するものであること。

②事業体制

- ・事業の実施にあたっては、関係団体等との連携・協力を図るとともに、事業内容に関する専門知識を有する職員等を含めた体制を整えること。

維持管理基準表

区分	作業種目	頻度	備考
清掃	園内清掃	毎日	必要に応じて県の指示に従うこと
	便所清掃	毎日	必要に応じて県の指示に従うこと
植栽管理	(1) 芝生管理 病虫害防除 (薬剤散布) 薬剤除草 (除草剤散布) 芝刈り 施肥 人力除草	年1回以上 年1回以上 年2回以上 年1回以上 年1回以上	
	(2) 樹木管理 高木病虫害防除 (薬剤散布) 低木病虫害防除 (薬剤散布) 高木剪定 低木刈込み 低木施肥 枯木処理 機械除草	年1回以上 年1回以上 年1回以上 年1回以上 年1回以上 随時 年2回以上	
施設管理	汚水処理装置点検 (浄化槽) 給水設備点検 (井戸) 受変電装置及び予備発電装置点検 消防設備点検 (機器点検) 消防設備点検 (総合点検) 一般施設点検 遊具点検 建築設備点検	月1回以上 月1回以上 月1回以上 6か月毎 年1回以上 月1回以上 週1回以上 年1回以上	総合点検時に行われる機器点検も含む 定期点検 (年1回以上)

施設管理基準表

施設種類	構造	計画補修	補修リサイクル	定期点検・補修	補修の目安
園路	アスファルト舗装			クラック穴埋め オーバーレイ、シールコート	全面積の5～15%にクラック陥没等が生じたとき (3～5年) 全般的にアスコンの老化がみられるとき (10年)
	平板舗装			平板据え直し 平板取り替え	全面積の10%以上に不陸が生じたとき (3～5年) 破損箇所が特に目立ってきたとき (5年)
	砂利舗装	不陸整備 砂利舗装	半年～1年 1年	排水整備	排水が不良になったとき 泥ため清掃 (2～3年)
ベンチ	木製	塗装	2～3年	座板補修	全体の10%に破損、腐食が生じたとき (5～7年)
	プラスチック製			座板補修 ボルト・ナット締め直し	全体の10%に破損、腐食が生じたとき (3～5年) 定期点検の際処置
	コンクリート製	塗装	3～4年	破損箇所補修	破損箇所が目立ってきたとき (5年)
遊具	金属製	塗装	2～3年	乗り板取り替え ボルト締め直し・油さし 鎖・金具摩耗取り替え	腐老度に応じて早めに (3～5年) 定期点検の際処置 摩耗度に応じて早めに (5～7年)
	プラスチック製			乗り板取り替え ボルト締め直し・油さし	腐老度に応じて早めに (3～5年) 定期点検の際処置
	コンクリート製	塗装	2～3年	破損箇所補修	破損箇所が目立ってきたとき (5年)
駐車場	アスファルト舗装			クラック穴埋め オーバーレイ、シールコート	全面積の5～15%にクラック陥没等が生じたとき (3～5年) 全般的にアスコンの老化がみられるとき (10年)
	砂利舗装	不陸整備 砂利舗装	半年～1年 1年	排水整備	排水が不良になったとき 泥ため清掃 (2～3年)

※オーバーレイ：既設アスファルト舗装、コンクリート舗装の上に3cm以上の厚さでアスファルト混合物を舗設する修繕工事。

※シールコート：既設舗装面に壓青材料を散布し、この上に骨材を散布して1層に仕上げる工法

※アスコン：粗骨材、細骨材、フィラー及びアスファルトを所定の割合で混合した材料

施設名	運営留意事項	維持管理留意事項	備 考
陸上競技場	・フィールド芝生を良好な状態に保ち、芝生の養生期間を適切に設けること。 ・スポーツ以外の使用も可能とすること。	・日本陸上競技連盟第1種公認の陸上競技場としての機能維持を基本とし、公式競技・大会での利用が可能となる施設及び設備機器の維持管理を行うこと。 ・フィールドについては、サッカーの公式競技・大会の開催が可能となる良質な芝生を保持できる維持管理を行うこと。 ・陸上競技、フィールド内でのサッカー以外のスポーツの利用が可能な維持管理を行うこと。 ・芝生の育成に必要な養生期間を確保すること。	
補助陸上競技場	・フィールド芝生を良好な状態に保ち、芝生の養生期間を適切に設けること。 ・スポーツ以外の使用も可能とすること。	・日本陸上競技連盟第3種公認の陸上競技場として公式競技・大会の試合に利用できるよう維持管理を行うこと。 ・フィールドについては、サッカーの大会開催が可能となる良好な芝生を保持できる維持管理を行うこと。 ・陸上競技、フィールド内でのサッカー以外のスポーツの利用が可能な維持管理を行うこと。 ・芝生の育成に必要な養生期間を確保すること。	
投てき場	・フィールド芝生を良好な状態に保ち、芝生の養生期間を適切に設けること。 ・投てき以外の使用も可能とすること。	・日本陸上競技連盟公認の投てき場として公式競技・大会の試合に利用できるよう維持管理を行うこと。 ・フィールド芝生を良好な状態に保つこと。 ・投てき以外の使用も可能となる維持管理を行うこと。	
体育館	・スポーツ以外の使用も可能とすること。	・バレーボール等の室内公式競技・大会の他、スポーツに関する講演会等の催し物の利用も可能な維持管理を行うこと。 ・床や観客席を良好な状態に保ち、機能を保持できる維持管理を行うこと。	
球技場	・フィールド芝生を良好な状態に保ち、芝生の養生期間を適切に設けること。 ・スポーツ以外の使用も可能とすること。	・サッカー等の公式競技・大会が開催できる維持管理を行うこと。 ・芝生の育成に必要な養生期間を確保すること。	
テニスコート	・テニス以外の使用は原則として認めないこと。	・公式競技・大会が開催できる維持管理を行うこと。	
野球場	・フィールド芝生を良好な状態に保ち、芝生の養生期間を適切に設けること。 ・軟式野球（マウンドなしで利用する場合に限る）、ソフトボール以外の使用は原則として認めないこと。	・公式競技・大会が可能となる維持管理を行うこと。 ・グラウンド芝生及びクレイを良好な状態に保ち、芝生については必要な養生期間を確保すること。	
児童スポーツ広場	・スポーツ以外の使用も可能とすること。	・利用者の安全な活動が行える状態を保持すること。	
登はん競技場	・利用に当たっては、茨城県山岳連盟主催の講習会を受講した者及びそれに準ずる資格を有する者が1名以上含まれない場合は原則として認めないこと。	・クライミングの公式大会が開催できる維持管理を行うこと。	
水泳プール	・「プールの安全標準指針」に基づき、安全な利用に配慮した運営を行うこと。 ・プール公認規則に基づく資格を有するプール管理者を配置すること。 ・特に、供用日には、事故防止のため適切な監視体制を取る。	・「プールの安全標準指針」に基づき、施設の安全対策に配慮した維持管理を行うこと。 ・国際公認プールとしての機能維持を基本とし、公式競技・大会での利用が可能となる施設及び設備機器の維持管理を行うこと。 ・「茨城県競泳用プール衛生管理基準」に基づき、衛生管理に努めること。	
スケートリンク	・リンクを良好な状態に保ち、各種競技や一般利用に支障がないようにすること。 ・利用者の便宜を図るためスケート靴等の貸出業務を行うこと。 ・事故防止のため適切な監視体制を取る。	・アイススケートリンクについては、アイスホッケー競技、フィギュア競技、スピードスケートショートトラック競技等の基準に合わせた利用ができるよう維持管理を行うこと。	
トレーニング室	・健康運動指導士、トレーニング指導士、スポーツプログラマー等を配置することとし、利用者への指導、安全管理、補助、助言等を行える体制をとること。 ・トレーニング機器類は、良好な状態を保ち常時使用できるよう整備すること。	・トレーニングルームの運営に必要と見込まれるトレーニング機器類を指定管理者の責任において準備するとともに、良好な状態を保ち常時使用できるよう維持管理を行うこと。	
アーチェリー場	・利用にあたっては、以下に示す条件の何れにも該当しない場合は、原則として認めない。 ①全日本アーチェリー連盟の登録者で会員証を所持していること。 ②全日本アーチェリー連盟のスターバッジを所持していること。 ③茨城県アーチェリー協会の登録者証を所持していること。 ④茨城県アーチェリー協会が主催するアーチェリー競技講習会を終了し、修了証の交付を受けた者であること。 ⑤上記①～④に該当しない小学生高学年・中学生・一般が利用する場合は、日体協スポーツ指導員（アーチェリー競技）・全日本アーチェリー連盟公認審判員の資格を有する指導者の同伴が必要とすること。	・公式競技・大会が開催できる維持管理を行うこと。	